

(主旨)

都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、森林法（昭和26年法律第249号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、土砂採取指導要綱、その他関係法令規則等に基づく開発行為や土地開発・宅地造成等について、当該法律及び要綱の定めるそれぞれの基準の有機的な運用を図り、公共の流水を適正に管理し、水害を防止するためにこの雨水排水技術基準を定めるものとする。

第1章 基本方針

(雨水排水の原則)

第1条 開発事業者は、開発区域周辺及び下流流域に溢水等により被害の生ずる恐れがある場合は、開発事業者の負担において、必要な河川工事等を行わなければならない。

2 「開発事業」とは、従来の土地の形状・形質の変更等により雨水の流出量が増大する全ての行為をいう。

3 「河川工事等」とは、河川改修または、排水機場若しくは調整池の設置及び流水排水路側溝改修等をいう。

4 本技術基準は、一団の開発面積及び建築敷地面積が3,000㎡以上10,000㎡未満のかほく市域に関する全ての地域に適用する。また同一の開発事業者が一つの地域において隣接して開発事業等を行う場合においては、それらを合わせた規模で本基準を適用する。

(河川工事完成前の開発の禁止)

第2条 開発事業者は、前条の河川工事が完成した後でなければ、開発事業に着手してはならない。ただし河川工事等が完了するまでの間、別に暫定調整池を設置する場合はこの限りではない。

(工事の実施主体)

第3条 河川工事等は原則として開発事業者が実施するものとする。ただし河川管理者等が改修工事を現に実施している河川や、下水道雨水排水整備を行った箇所については、別途協議する。

2 雨水排水対策の調査、計画、検討は、かほく市の指示により開発事業者が実施するものとする。

第2章 河川改修、排水機場の設置

(計画規模、範囲)

第4条 河川改修は、計画降雨に対し、溢水等により被害を生ずる恐れがないと認められる地点までとし、排水機場は同降雨に対し、溢水しない量の規模で、それぞれ実施するものとする。

第5条 計画降雨規模は、原則として旧高松町地内で超過確率1/7以上、旧七塚町・旧宇ノ気町地内については超過確率1/10以上とする。

2 流出量の算定式は、合理式によるものとし、洪水到達時間内降雨強度は次のとおりとする。

$$Q = 1/360 \times C \times I \times A$$

Q=ピーク流量 (m³/s)

C=流出係数

I=洪水到達時間内降雨強度 (mm/hr)

旧高松町地内 I=4,992/t+35

旧七塚町・旧宇ノ気町地内 I=4,950/t+29

t=洪水到達時間 (min) 規模が小さいので t=0 とする。

A=流域面積 (ha)

第3章 調整池の設置・雨水排水抑制施設について

(計画規模)

第6条 永久調整池及び暫定調整池の設置に及び、雨水排水抑制施設に関する計画降雨規模の超過確率は原則として、旧高松町地内で超過確率1/7以上、旧七塚町・旧宇ノ気町地内については超過確率1/10以上とする。

(設置箇所)

第7条 調整池は、原則として開発区域内及び、建物敷地内に設置するものとする。

(開発事業者の責務)

第8条 調整池の調査、設計及び施工は開発事業者が全責任を負うものとし、災害等により破損した場合は、開発事業者が改良復旧するものとする。またこれが原因となって第三者に被害を与えた場合には、同じく開発事業者が適切な補償の責を負うものとする。

(管理)

第9条 調整池完成後の管理については、開発事業者が全責任をもって行うものとし、その際管理者を明確に記載した標識を設置しなければならない。

(設置基準の詳細)

第10条 調整池設置基準の詳細は、別に定める「小規模開発に関する調整池設置要領」によるものとする。

第4章 雨水排水協議の手続き

(雨水排水協議手続き)

第11条 開発事業者は、雨水排水協議等を行う場合は、他法令に基づく関係機関への許可申請をする前に、担当課と別紙のとおり雨水排水協議の及び事前協議を行うものとする。

2 事前協議

開発行為者等は、雨水排水協議を行う前に市長に申し出て、当該開発行為等の計画についてあらかじめ協議することとし、当該開発行為等の内容を変更する場合も同様とする。

(1) 事前協議書（別記様式1）

3 雨水排水協議に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 協議書（別記様式2）

(2) 誓約書（別記様式3）

(3) 関連河川（水路）管理者の承諾書または、同意書

(4) 開発計画概要書

開発計画概要を明確にした書類を添付するものとする。

(5) 雨水排水計画書

①水理計算書

②構造計算書

③調査資料及びその他参考資料

(6) 現況写真

開発区域、懸案地点の現況写真をカラー（デジタル写真可）を添付すること。また開発区域等を明示すること。

(7) 付属図面

①位置図（S=1:25000～1:2500）

開発区域の下流の河川、排水路、道路側溝を入れ、開発区域及び下流の河川、排水路、道路側溝の流域を明示する。また下流部において流下能力が小さいと思われる懸案地点を選定確認して記入すること。

②平面図（S=1:5000～1:2500）

開発前及び開発後の状況がわかる図面とする。また開発区域及びその周辺の現況が確認できる地形図で流域を記入する。

③開発区域現況・計画平面図（S=1:500）

現況平面図には開発区域を明示し、水路、流向及び流域を記入し、計画平面図には、建物、公園、道路、進入路の計画を記入すること。

④下流懸案地点の縦横断面図

下流懸案地点を選定した場合は、縦横断面図を一枚にまとめて記入する。

⑤開発区域排水計画図（S=1:500）

開発区域、直接排水区域、調整池集水区域、調整池及び放流口的位置を記入し、開発区域及びその周辺の水路、側溝それぞれの流向及び流域を記入すること。河川改修等を行う場合も記入すること。

⑥開発区域横断面図（S=1:100）

⑦雨水排水対策施設詳細図（S=1:100～1:20）

調整池、河川改修、排水機場などの平面図、断面図、構造図等を記載した詳細図

4 協議担当課は、かほく市産業建設部都市建設課とする。

（その他）

第12条 この基準に定めるもののほかについては、石川県雨水排水協議基準及び調整池設置要領、金沢市開発行為に関する雨水排水協議基準を参考に、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この技術基準は、平成16年6月1日から実施する。
2. この技術基準の施行の際、現に開発行為等に係る関係法令に規定する許可の申請が行われた当該開発行為等については、この協議基準の規定は適用しない。

別記様式 1

開発行為等に伴う雨水排水の事前協議申出書

年 月 日

かほく市長 殿

住所
 開発事業者
 氏名 印
 TEL

小規模開発雨水排水技術基準第 1 1 条の規定により雨水排水について事前協議を申し出ます。

開発行為等の場所	かほく市		
開発行為等の種別	開発行為	建築確認行為	その他 ()
開発行為等の面積	平方メートル		
開発区域の現況			
予定建築物の用途			
住所 設計者 氏名	(担当者) TEL —		
備考		※ 受 付 欄	

※ かほく市記入欄

別記様式2

年 月 日

かほく市長

殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

□□□□□□開発に伴う雨水排水協議について（協議）

標記の件について、別添計画書のとおり協議します。

記

1. 開発行為等の名称
2. 開発行為等の位置
3. 開発計画の概要
4. 関連河川名(水路名等)
5. 雨水排水計画概要

誓 約 書

かほく市長

殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

□□□□□開発に伴う雨水排水調整池の維持管理と責任について下記の事項を誓約します。

記

1. 維持管理の組織

□□□調整池

□□□□□株式会社

(附) 雨水排水調整池の土地所有権、その他利用に関する権利を他に譲渡する場合は、速やかに届け出るとともに、この誓約事項を当該権利者に承継すること。

2. 維持管理の方法

①年1回以上、調整池に異常がないことを確認する。

②巡視は、洪水期（6月～10月）は2回/月、非洪水期は1回/月及び、豪雨、地震時の直後に行うものとする。

③巡回にあたっては、調整池の破損、放流施設の堆砂等を確認する。

④出水時には、監視体制をとるものとする。

⑤異常が認められ時は、速やかに所要の処置、通報を行う。

⑥巡視結果は、巡視報告書に記載しておくものとする。

⑦調整池には、別紙1の標識を設置する。

3. 責任について

雨水排水調整池の詳細設計及び施工は下記のものに行わせるものとし、これらについて□□□□□株式会社（主として事業主体）が全責任をとるものとする。また、災害等により破損した場合は、同じく□□□□□株式会社が改良復旧するものとする。

また、これらが原因となって第三者に被害を与えた場合にも、同じく□□□□□株式会社が適切な補償をします。

(1) 詳細設計者

住 所

氏 名

電話番号

担 当 者

(2) 施工業者

氏 名

電話番号

担 当 者

別紙 1

雨水排水対策施設の維持管理体制を明確にした標識の設置について

1. 標識の表示内容は、下図程度とする。
2. 構造は、耐久性の良いもの（木構造をさけること）とし、基礎は堤体本体を避ける。
3. 設置は、開発事業者負担で行うものとする。

○○○○○ 調整池			
この調整池は、□□□□開発に伴う防災上の調整池であり、下記の施設については責任を持って維持管理します。			
記			
1. 堤 体	△△△形式	洪水調整容量	_____m ³
2. 放流施設	最大放流量	_____m ³ /s	
	放流孔断面	_____mm	
3. 余水吐施設	最大放流量	_____m ³ /s	
4. その他施設	取付水路等雨水排水対策施設及び安全施設		1 式
5. 設置年月	年 月 日		
管 理 者		_____	

※ 幅 1. 0 0 m程度

※ 高さ 0. 7 0 m程度

※ コンクリート基礎等を施し設置すること。